食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の基準値の適用に係る Q&A

Q1:「食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の基準値」の改正に係る評価は以下に 基づく:

「食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の基準値」の改正は、我が国(ママ)本 土の飲食習慣、国民の摂取量及び管理ニーズを参酌し、同時に CODEX、EU、米国、カ ナダ及び日本等の先進国の管理の現況を参考とし、総合的に評価した上で提議された ものである。

当該案は2回の食品衛生安全及び栄養審議会委員及び行政院原子能委員会、核能研究所、放射性物質測定センターも含め、台湾の小児科医学会等の専門学識者の審査を経て予告公告したものであり、予告公告期間において各界の意見を募集し、改めてこれを参酌し修正して正式に公告される。

Q2:基準値の適用時期の認定については以下のとおり:

「食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の基準値」第2条に列挙された限度量の規定は、原子力又は放射能による汚染が発生した可能性があるときに適用され、突発事件及び悪意のある行動の場合を含むものとする。国外において原子力又は放射能による汚染事故が発生した際は、我が国に輸入する食品の安全性を確認するため、輸入食品の抽出検査を開始し、本基準に基づくモニタリング及び規制を実施しなければならない。この項に述べる基準値適用時期の規定については、CODEX 及びその他先進国の管理原則もまた同様である。

Q3. 「乳及び乳製品」のカテゴリーの食品への適用

- 一 乳を主原料(乳の含有量 50%以上)とする乳製品、或いは当該乳製品を発酵させ、 調味した産品(例えば発酵乳、乳飲料)は、なお乳製品の範疇に属するので、「乳 及び乳製品」のカテゴリーの基準を適用しなければならない。
- 二 粉ミルク又は 50%以上の粉乳或いは乳製品を含み、水を加えて調合した上で飲用 とする産品については、表示される割合で水を加え、或いは調合した後に、「乳及 び乳製品」のカテゴリーの基準を適用しなければならない。
- Q4. (お湯を入れて) 調合した後に飲用とする産品 (インスタント飲料或いは濃縮飲料) の適用
- 一 インスタントコーヒー等水を加えた後に飲用とする飲料(乳の含有量が 50%より 少ないもの)については、表示された割合で水を加えて調整した後、「飲料及び飲料水」のカテゴリーの基準を適用しなければならない。

- 二 コーヒー豆或いはコーヒー豆を直接挽いたコーヒー粉末等、熱水にて抽出しては じめてその抽出液を飲用とできるものについては、直接製品状態をもって「その 他食品」のカテゴリーの基準を適用しなければならない。
- 三 濃縮果汁等希釈した後に飲用とする飲料については、表示された希釈割合で希釈 後に「飲料及び飲料水」のカテゴリーの基準を適用しなければならない。

Q5. ベビーフードのカテゴリーの適用

本基準が称するところの「ベビーフード」は一才以下の乳幼児に供する食品、或いは一才以下の乳幼児に供することができると表示されている食品であり、全て製品の販売形態に基づいて「ベビーフード」のカテゴリーの基準に厳しく従うものとする。